**「指定居宅サービス」及び「指定地域密着型サービス事業者」等の**

**新規指定申請について**

**１　新規指定申請の受付期間等について**

**（１）新規指定申請について**

・新規指定申請については、**完全予約制**としています。**「申請予約締切日」までに**、必ず電話等で

**予約をして来庁してください。（予約がない場合は、受付できません。）**

・地域密着型サービスや特定施設入居者生活介護など、サービス種別によっては公募による選定や介護保険事業計画で定める利用定員数の超過等により指定できない場合があります。申請に係る事業所所在市町の介護保険担当課に確認を行ってください。

・「通所介護」、「（介護予防）短期入所生活介護」、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」及び「定

期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護を除く地域密着型サービス」については、

新規指定の窓口予約前に必ず事前協議を行ってください。

・申請書類の受付は、（２）の新規申請受付期間内となります。提出された申請書類に不備等があり、新規申請受付期間内に**申請書類の補正が完了しない場合は受理できませんので、ご注意ください。（翌月１日の指定はできません。）**

・介護保険法及び大阪府条例等による基準を満たすことのほか、建築基準法、都市計画法、消防法、

その他事業を行うに際して遵守すべき関係法令、条例等に適合していることが指定の前提となりま

すので、必ず事前に関係部署で必要な手続き等について確認してください。

**（２）受付期間**

新規指定申請の受付期間は、下表のとおりです。（土、日、祝日及び１２月２９日～１月３日を除く。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業開始日(指定日)** | **新規申請受付期間** | **申請予約締切日** |
| 令和　５年　４月１日 | 令和　５年　３月　１日～令和　５年　３月１０日令和　３　３月　２日～令和　３　月１１日 | 令和　５年　１月３１日令和　３年　１月３１８ |
| 令和　５年　５月１日 | 令和　５年　４月　３日～令和　５年　４月１２日令和　３年　４月　１日～令和　３年　４月１０日 | 令和　５年　２月２８日令和　３年　２月２８日 |
| **令和　５年　６月１日** | **（書類整理等のため申請受付を休止します。）** |  |
| 令和　５年　７月１日 | 令和　５年　６月　１日～令和　５年　６月１２日 | 令和　５年　４月２８日令和　３年　４月３０日 |
| 令和　５年　８月１日 | 令和　５年　７月　３日～令和　５年　７月１２日 | 令和　５年　５月３１日 |
| 令和　５年　９月１日 | 令和　５年　８月　１日～令和　５年　８月１０日 | 令和　５年　６月３０日 |
| 令和　５年１０月１日 | 令和　５年　９月　１日～令和　５年　９月１２日 | 令和　５年　７月３１日 |
| 令和　５年１１月１日 | 令和　５年１０月　２日～令和　５年１０月１２日 | 令和　５年　８月３１日 |
| 令和　５年１２月１日 | 令和　５年１１月　１日～令和　５年１１月１３日 | 令和　５年　９月２９日 |
| 令和　６年　１月１日 | 令和　５年１２月　１日～令和　５年１２月１２日 | 令和　５年１０月３１日 |
| 令和　６年　２月１日 | 令和　６年　１月　４日～令和　６年　１月１２日 | 令和　５年１１月３０日 |
| 令和　６年　３月１日 | 令和　６年　２月　１日～令和　６年　２月　９日 | 令和　５年１２月２８日 |

【注意】１．表に掲げる新規申請受付期間等については、通知なく日程を変更する場合があります。

２．表に掲げる新規申請受付期間以外は、新規指定申請の受付は行いません。

３．申請の予約は、申請予約締切日までに行ってください。

ただし、申請予約締切日前であっても、予約状況等により受付を締め切る場合があります。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 新規指定申請予約締め切り | → | 新規指定申請書類事前送付 | → | 新規指定申請(事業開始日前月１日頃から１０日頃まで) | → | 指定時研修 | → | 指定書の交付 | → | 事業開始日（指定日） |
| (事業開始日３月前の月末) |  | （来庁予定日１０日前頃） |  | ※必要に応じて現地調査を実施する場合があります。 |  | (事業開始日前月２０日頃) |  | (事業開始日前月２７日頃) |  |  |

**（３）事業開始までのスケジュール**

**２　事前協議が必要な指定居宅サービス事業者等の受付期間等について**

**（１）事前協議が必要なサービス**

「通所介護」、「（介護予防）短期入所生活介護」、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」及び

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護を除く地域密着型サービス」の新規

指定申請をする場合は、施設の建築・改修の工事前に事前協議を終了することが必要です。

**（２）事前協議の受付期間**

事前協議の受付期間は、下表のとおりです。（土、日、祝日及び１２月２９日～１月３日を除く。）

|  |  |
| --- | --- |
| **事前協議受付期間** | **事前協議予約締切日** |
| 令和　５年　１月１６日～令和　５年　１月１９日 | 令和　５年　１月　６日 |
| 令和　５年　２月１４日～令和　５年　２月１７日 | 令和　５年　２月　６日 |
| 令和　５年　３月１４日～令和　５年　３月１７日 | 令和　５年　３月　６日 |
| 令和　５年　４月１４日～令和　５年　４月１９日 | 令和　５年　４月　５日 |
| 令和　５年　５月１５日～令和　５年　５月１９日 | 令和　５年　５月　９日 |
| 令和　５年　６月１４日～令和　５年　６月１９日 | 令和　５年　６月　５日 |
| 令和　５年　７月１３日～令和　５年　７月１９日 | 令和　５年　７月　５日 |
| 令和　５年　８月１４日～令和　５年　８月１７日 | 令和　５年　８月　７日 |
| 令和　５年　９月１３日～令和　５年　９月１９日 | 令和　５年　９月　５日 |
| 令和　５年１０月１６日～令和　５年１０月１９日 | 令和　５年１０月　５日 |
| 令和　５年１１月１４日～令和　５年１１月１７日 | 令和　５年１１月　６日 |
| 令和　５年１２月１３日～令和　５年１２月１８日 | 令和　５年１２月　５日 |

**（３）事前協議から事業開始までのスケジュール**

①事前協議予約締切り（毎月５日頃）

　　　　　　　↓

②事前協議書類事前送付（来庁予定日の１０日前頃）

　　　　↓　※事前協議書類一式を郵送してください。補正内容を連絡します。

③事前協議（毎月１３日頃～２０日頃の期間）

↓　※事前協議を終えてから、施設の建築・改修を行ってください。

④施設の建築・改修

↓　※指定申請書類の提出までに終了する必要があります。

⑤新規指定申請予約締め切り（事業開始日の３月前の月末）

↓　※新規指定申請の予約は、事前協議を終えている必要があります。

⑥新規指定申請書類事前送付（来庁予定日の１０日前頃）

　　　　↓　※新規指定申請書類一式を郵送してください。補正内容を連絡します。

⑦新規指定申請（事業開始日前月１日頃から前月の１０日頃まで）

※施設の建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

↓　※訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型サービス等の事業を実施する場合には、老人福祉法による届出が必要です。

※申請内容の確認のために現地調査を実施する場合があります。

⑧指定時研修（２０日頃）

↓　※居宅サービス事業者等については、広域事業者指導課が主催する指定時研修に参加していただきます。

⑨指定書の交付（２７日頃）

↓　※指定書は、広域事業者指導課（泉南府民センタービル４階）で交付します。

⑩事業開始（１日）